

○宇土市奨学金返還支援補助金交付要綱

令和6年3月27日

告示第45号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の産業を担う人材の確保及び若者の定住促進を図るため、奨学金の返還に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、宇土市補助金等交付規則（昭和49年規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び専修学校をいう。
- (2) 市内事業者 市内に本店又は主たる事務所を有する事業者をいう。
- (3) 正規雇用 雇用期間の定めがなく、健康保険、労災保険及び雇用保険に加入している雇用形態をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請をする年度の4月1日において、満30歳未満であること。
- (2) 交付申請日において、本市に住所を有すること。
- (3) 大学等在学中に奨学金の貸与を受け、返還義務があること。
- (4) 令和6年4月1日以降に市内事業者に正規雇用され、当該雇用が申請日時点においても継続していること。
- (5) 他の奨学金等返還支援制度を利用していないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業を営むものに雇用されている者でないこと。
- (7) 市税等（規則第3条第3項に規定する市税等をいう。以下同じ。）の滞納がないこと。
- (8) 宇土市暴力団排除条例（平成23年条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、補助金の目的に反すると市長が認める者でないこと。

(対象とする奨学金)

第4条 補助金の交付の対象とする奨学金（以下「補助対象奨学金」という。）は、次の各号に掲げるいずれかに該当するもののうち、返還義務があるものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金
- (2) 熊本県育英資金
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める奨学金

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第3項に規定する対象経費の額とし、年額20万円を上限とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 対象経費は、申請日の属する年度の前年度中に返還した補助対象奨学金とする。ただ

し、補助対象奨学金を返還した日の属する月が、正規雇用された日の属する月の前月以前又は市内に住所を有する日の属しない月である場合、その月に返還した補助対象奨学金は対象経費から除くものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度（以下「申請年度」という。）の5月1日から9月末日までに宇土市奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- （1）住民票の写し
- （2）雇用証明書（様式第2号）
- （3）奨学金貸与機関が発行する補助対象奨学金の貸与を証するもの（初回申請時に限る。）
- （4）前年度に返還した補助対象奨学金の額を証する書類
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1人につき3回を限度とする。

3 第1項の規定による申請のうち、初回の申請については、令和9年9月末日までに行わなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、宇土市奨学金返還支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告等の特例）

第8条 前条の規定により、申請者が補助金交付決定通知を受けたときは、第6条第1項に規定する書類の提出をもって、当該補助金に係る実績報告の提出があったものとみなし、当該交付決定通知に係る補助金交付決定額を交付すべき補助金の額として確定するものとする。

（補助金の請求）

第9条 第7条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、宇土市奨学金返還支援補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 市長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、宇土市奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、宇土市奨学金返還支援補助金返還命令書（様式第6号）により、期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(雇用契約の特例)

- 2 令和6年3月1日から同月31日までに正規雇用された者については、同年4月1日に正規雇用されたものとみなす。

(失効)

- 3 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付された補助金に係る第10条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

宇土市長 様

申請者 住所
氏名
生年月日
電話番号

宇土市奨学金返還支援補助金交付申請書

宇土市奨学金返還支援補助金の交付を受けたいので、宇土市奨学金返還支援補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

奨学金の名称 (該当項目に☑)	☐ 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金 ☐ 独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金 ☐ 熊本県育英資金 ☐ その他 ()
前年度返還額	円
交付申請額	円
勤務先	

<添付書類>

- (1) 住民票の写し
- (2) 雇用証明書（様式第 2 号）
- (3) 奨学金貸与機関が発行する補助対象奨学金の貸与を証するもの（初回申請時に限る。）
- (4) 前年度に返還した補助対象奨学金の額を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

雇用証明書

ふりがな 被雇用者氏名	(生年月日 年 月 日)
雇用期間 (該当項目に☑)	☐ 期間の定めなし (年 月 日雇入れ) ☐ 期間の定めあり (年 月 日～ 年 月 日)
健康保険 (該当項目に☑)	☐ 加入している ☐ 加入していない
労災保険 (該当項目に☑)	☐ 加入している ☐ 加入していない
雇用保険 (該当項目に☑)	☐ 加入している ☐ 加入していない
事業者 (該当項目に☑)	☐ 本店又は主たる事務所が宇土市内にある事業者である ☐ 本店又は主たる事務所が宇土市内にない事業者である
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 所在地 事業者 事業者名 代表者名 印 電話番号	

※この証明書は、宇土市奨学金返還支援補助金の交付事務のために使用するものです。
それ以外の目的に使用することはありません。

様式第 3 号（第 7 条関係）

指令第 号
年 月 日

様

宇土市長

宇土市奨学金返還支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宇土市奨学金返還支援補助金について、宇土市奨学金返還支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので、通知します。

交付決定額 円

様式第 3 号（第 7 条関係）

指令第 号
年 月 日

様

宇土市長

宇土市奨学金返還支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宇土市奨学金返還支援補助金について、宇土市奨学金返還支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので、通知します。

交付決定額 円

様式第 3 号（第 7 条関係）

指令第 号
年 月 日

様

宇土市長

宇土市奨学金返還支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宇土市奨学金返還支援補助金について、宇土市奨学金返還支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので、通知します。

交付決定額 円

様式第 3 号（第 7 条関係）

指令第 号
年 月 日

様

宇土市長

宇土市奨学金返還支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宇土市奨学金返還支援補助金について、宇土市奨学金返還支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので、通知します。

交付決定額 円

様式第 3 号（第 7 条関係）

指令第 号
年 月 日

様

宇土市長

宇土市奨学金返還支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宇土市奨学金返還支援補助金について、宇土市奨学金返還支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので、通知します。

交付決定額 円

様式第 3 号（第 7 条関係）

指令第 号
年 月 日

様

宇土市長

宇土市奨学金返還支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宇土市奨学金返還支援補助金について、宇土市奨学金返還支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので、通知します。

交付決定額 円

様式第 3 号（第 7 条関係）

指令第 号
年 月 日

様

宇土市長

宇土市奨学金返還支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宇土市奨学金返還支援補助金について、宇土市奨学金返還支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので、通知します。

交付決定額 円

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

宇土市長 様

交付決定者 住所
氏名

宇土市奨学金返還支援補助金交付請求書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定を受けた宇土市奨学金返還支援補助金について、宇土市奨学金返還支援補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込先口座

金融機関名		支店名	本店 支店
口座種別	普通 ・ 当座		
口座番号			※右詰め
ふりがな			
口座名義人			

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

指令第 号
年 月 日

様

宇土市長

宇土市奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定した宇土市奨学金返還支援補助金について、宇土市奨学金返還支援補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり取り消したので、通知します。

- | | |
|----------------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付取消額 | 円 |
| 3 取消後の交付決定額 | 円 |
| 4 取消理由 | |

様式第 1 号 (第6条関係)
様式第 2 号 (第6条関係)
様式第 3 号 (第7条関係)
様式第 4 号 (第9条関係)
様式第 5 号 (第10条関係)
様式第 6 号 (第10条関係)